

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年6月29日

金曜日

号外(12)

目次

規則

○富山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する規則 1

規則

富山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年6月29日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第45号

富山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年富山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(9) 沿岸くろまぐろ漁業（漁業法第110条第1項に規定する日本海・九州西広域漁業調整委員会の承認を受けたものに限る。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、くろまぐろを採捕する漁業

第3条第2号中「許可番号」の次に「（沿岸くろまぐろ漁業にあっては承認番号）」を加える。

第4条第1項の表中

すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいか	1月1日から12月31日まで	月の末日	当該月の翌月の10日
-----------------------------------	----------------	------	------------

を

くろまぐろ、すけとうだ ら、まあじ、まいわし、 まさば及びごまさば並び にするめいか	1月1日から12月31日 まで	月の末日	当該月の翌月の 10日
---	--------------------	------	----------------

に改め、同条第2項中「年」を「漁獲可能量管理期間（法第4条第1項の規定により知事が定める県の計画において、第一種特定海洋生物資源の漁獲可能量の管理の対象となる期間をいう。）」に改める。

第5条第3項中「使用に」を「の使用に」に改める。

別記様式中 「許可番号
(免許番号)」 を 「許可番号(承
認番号又は免
許番号)」 に、

まあじ		
-----	--	--

を

くろまぐろ	30kg未満		
	30kg以上		
まあじ			

に改め、同様式の備考の1中「定置漁業及び小型定置漁業にあつては、許可番号欄に」を「許可番号欄には、沿岸くろまぐろ漁業にあつては承認番号を、定置漁業及び小型定置漁業にあつては」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(水産漁港課)